園則・運営規程・重要事項説明書（作成例）　※園則、運営規程、重要事項説明書を兼ねる場合

　　＿＿　**運営規程の記載事項として必要な項目**

○ ○ 幼 稚 園 園 則　（運営規程、重要事項説明書）

1. 総則

**（目的及び運営の方針）**

第１条　本園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

２　本園は、教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

３　本園は、・・・。　　※運営の方針について記載します。

（名称）

第２条　本園は、○○○○幼稚園という。

（位置）

第３条　本園の位置を、○○市○○町○○番地に置く。

（入園資格）

第４条　本園に入園することのできる者は、満○歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第２章　保育年限、学期及び休業日、保育時間

（保育年限）

第５条　本園の保育年限は１年、２年及び３年とする。

**（学期）**

第６条　本園では、１年を次の３学期に分ける。

第１学期　　４月１日から７月31日まで

第２学期　　８月１日から12月31日まで

第３学期　　１月１日から３月31日まで

**（保育の提供日）**

第７条　本園の保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

２　休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）土曜日（又は毎月の第○土曜日）

（３）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（４）夏季休業○月○日から○月○日まで

（５）冬季休業○月○日から○月○日まで

（６）学年末休業○月○日から○月○日まで

（７）学年始休業○月○日から○月○日まで

（８）開園記念日　○月○日

（９）その他園長が必要と認めた日

**（保育時間）**

第８条　保育時間は、午前○時○分から午後○時○分までとする。

第３章　保育内容、定員

**（保育内容）**

第９条　本園は、幼稚園教育要領に示された５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現等）のねらいが達成されるように総合的に指導する。

**（定員及び学級）**

第10条 本園の園児の収容定員は○○名とし、○学級とする。

２　本園の利用定員は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども○○名とする。

**（職員組織及び職務内容）**

職名に※印の付してあるものは必置です。必要に応じて「副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、その他」を置くことができます。教頭、副園長、主幹教諭、栄養士等の設置による公定価格の加算を受ける場合は、必ず園則に記載してください。職務内容は、教員については学校教育法第27条を参考に、その他の職員については、担当する業務の内容を簡潔に記載してください。

第11条　本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがある。

※（１）園　　長　　　　　　１名

　　　　園務をつかさどり、所属職員を監督する。

（２）教　　頭　　　　　　　名

　　　　園長（及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ園児の保育をつかさどる。

※（３）教　　諭　　　　　　　名

　　　　園児の保育をつかさどる。

（４）事務職員　　　　　　　名

　　　　園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

※（５）園　　医　　　　　　　名

　　　　健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する指導助言等を行う。

※（６）園歯科医　　　　　　　名

　　　　健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。

※（７）園薬剤師　　　　　　　名

　　　　園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。

第４章　入園、退園、休園、修了及びほう賞

（入園許可）

第12条　入園は、園長がこれを許可する。

**（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用に当たっての留意事項）**

実際の選考方法に沿って記載してください。

第13条　入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

２　本園は、本園の入園資格を満たす者より入園について申し込みがあったときは、次項に掲げる拒む正当な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

３　本園は、次のいずれかに該当するときには、入園を拒むことができる。

（１）利用定員に空きがない場合

　（２）利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

（３）当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

４　利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を内定する。

　（１）兄弟姉妹が在籍している者は、優先して入園させる。

　（２）○○の場合は、前号の次に優先して入園させる。

　（３）その他の者は、先着順（抽選、面接等）により選考する。

５　入園内定者は、本園の利用開始にあたり、市町村より教育・保育給付認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

**（退園、休園）**

退園又は休園については、保護者とトラブルにならないよう、丁寧に話合いをしてください。

第14条　退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものと

　する。

２　病気その他の理由により、本園での安全な利用継続が困難な場合、退園又は休園させることがある。

（成績の評価）

第15条　各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

（修了）

第16条　園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

（ほう賞）

第17条　心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

第５章　保育料、入園料及び入園検定料等

**（保育料、入園料及び入園検定料等）**

特定負担額（上乗せ徴収）にあたるものは必ず記載してください。実費徴収額等でも、在園を条件として一律義務的に徴収する費用（［例］教材費・行事費等）は記載して下さい。

保育料について、移行前の保育料が低額であるため、経過措置により市町村が定める額より低い額とする場合には、「○○○円以上の階層区分に該当する場合は○○○円」のように金額を明示してください。

納付金の返還・減免等は、実際の設定に沿って記載してください。また、別途減免規定を作成して対応することもできます。

第18条　本園の保育料等は、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年９月横浜市条例第48号。以下「市基準条例」という。）により、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 費用・徴収理由 | 金　額 |
| 基本負担額（市基準条例第13条第１項） | 保　育　料（月額） | 保護者が居住する市町村が定める額（幼児教育・保育の無償化に伴い無償） |

※その他は、別紙

２　納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

　３　納付された入園受入準備費・入園検定料については、入園を辞退した場合でも返還しない。ただし、〇〇にあたる費用は、返還するものとする。

第６章　緊急時の対応等

**（緊急時等における対応方法）**

第19条　本園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　再発防止のための対策については、必要に応じて保護者に周知するものとする。

**（非常災害対策）**

第20条　本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎年〇回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施するものとする。

**（虐待の防止のための措置）**

第21条　本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（２）職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

（３）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

（４）その他虐待の防止のために必要な措置

２　前項における虐待等の行為とは、市基準条例第25条に規定する行為をいう。

３　本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（利用者の家族等子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区こども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告するものとする。

第７章　その他運営についての重要事項

**（安全対策と事故防止）**

各園における安全対策と事故防止策を適宜、追記・修正してください。

第22条　当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

２　事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

３　当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、○○保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

４　当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

５　事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、区こども家庭支援課にも報告する。

（その他、必要に応じて苦情対応、秘密の保持、記録の整備等、運営に関する重要事項について記載してください。）

**（個人情報の目的）**

第23条　他の事業者・第三者への情報提供

（１）入所している子どもの資料等（要録）の小学校への送付

第23条　…

　２　…

　３　…

 附　　則

１　この園則（運営規程、重要事項）は、令和　　　年　　　月　　　日から施行する。

２　この園則（運営規程、重要事項）の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 実費徴収・特定負担額について |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 対象児童 | ○歳児 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| **【１　対象児童全員から同額を実費徴収する項目】** | 　 |
| 項目 | 金額（円）（1人あたり年額） | 金額の内訳 |
| 主食費 | 　 | 　 |
| 副食費 | 　 | 　 |
| 教材費 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 行事費 | 　 | 　 |
| その他（　　　　　） | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 合計金額 | 　 | 　 |
| **【２　希望者のみ実費徴収する項目】** | 　 | 　 |
| 項目 | 徴収単位 | 金額（円） |
| その他（　　　　　） | □年額□その他（　　　　　　） | 　 |
| その他（　　　　　） | □年額□その他（　　　　　　） | 　 |
| **【３　教育・保育の質の向上を図るための特定負担額】** | 　 |
| 項目 | 金額（円）（1人あたり年額） | 備考 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 合計金額 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |
| **【４　実費徴収・特定負担額】※実費徴収と特定負担額が分けられない場合** |
| 項目 | 金額（円）（1人あたり年額） | 備考 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 合計金額 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 注１　行が足りない場合は追加してください。 |
| 注２　「その他」は具体的に記載してください。 |